

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 27 年 10 月

福島県人事委員会



27 人 委 第 356 号
平成27年10月6日

福島県議会議長 齋 藤 勝 利 様
福島県知事 内 堀 雅 雄 様

福島県人事委員会
委員長 今 野 順 夫

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに必要な措置をとられるよう要請します。

報 告

人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているものである。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

本委員会は、これらを踏まえ、職員の勤務条件について必要な調査研究を行い、改善すべき事項の有無及び改善すべき内容の検討を行ってきたが、その結果について、次のとおり報告する。

I 職員の給与

1 職員の給与の状況

本委員会が行った「平成27年職員給与実態調査」によると、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員は、本年4月1日現在14,522人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額額は360,736円（平均年齢42.0歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第1に示すとおりである。

また、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例

第56号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員は、本年4月1日現在10,779人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ教育職、事務職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額401,858円(平均年齢47.4歳)となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第2に示すとおりである。

【別表第1・別表第2(19ページ)参照】

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の829の民間事業所(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した169事業所を対象に「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

【第20表(参考資料63ページ)参照】

(2) 調査の実施結果等

ア 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は13.6%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.2%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は38.1%、減額となっている事業所の割合は2.8%となっている。一方、定期に行われる昇給

を中止した事業所の割合は2.6%となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で45.1%、高校卒で31.5%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で21.8%、高校卒で28.5%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で75.6%、高校卒で67.8%、初任給が減額となっている事業所は、大学卒で2.6%、高校卒で3.7%となっている。

【別表第3・別表第4（20ページ）、第22表（参考資料65ページ）参照】

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、別表第5に示すとおり、職員の給与が民間給与を632円（0.17%）下回った。

【別表第5（20ページ）参照】

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間における特別給（ボーナス）の前年8月から本年7月までの1年間の支給実績を精確に調査しており、その結果に基づいて職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間の特別給との比較を行っている。

これによる結果は、別表第6に示すとおりであり、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・

勤勉手当の年間の平均支給月数（4.05月分）が民間の特別給を0.11月分下回った。

【別表第6（21ページ）参照】

4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、昨年4月に比べて1.2%増加し、所定外給与は、昨年4月に比べて5.9%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、昨年4月に比べて0.7%増加しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、昨年4月に比べて0.5%増加している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ154,710円、185,630円及び216,560円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、111,380円となっている。

福島県の本年4月の有効求人倍率及び新規求人倍率（厚生労働省福島労働局「最近の雇用失業情勢」）は、昨年4月に比べると、それぞれ0.05ポイント及び0.11ポイント上昇して1.43倍（季節調整値）及び1.96倍（同）となっている。

【第31表（参考資料77ページ）、第32表（参考資料80ページ）参照】

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、勤務時間及び公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与及び勤務時間の改定に関する勧告を行った。これらの概要は次のとおりである。（勤務時間に関する報告及び勧告の概要は11ページに掲載）

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(-)…現行給与 408,996円 平均年齢 43.5歳〕
〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分^(注) 33円〕

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(-)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表 行政職(-)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(-)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(-)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月 期	12 月 期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75 月 (支給済み)	0.85 月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80 月	0.80 月

[実施時期]

- 月例給：平成27年4月1日
- ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

6 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関する諸条件は、以上に述べたとおりである。

国家公務員の給与については、本年8月に給与改定に関する人事院勧告が行われたところであり、他の都道府県職員の給与についても、各人事委員会により人事院勧告や民間給与の状況等を考慮した給与勧告が行われ、あるいは行われることが予定されている。

本委員会は、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり判断した。

月例給については、職員の給与が民間給与を下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げを行うことが適当であり、基本的な給与である給料月額を引き上げるとともに、人事院報告において改定することとされた地域手当の支給割合を改定することとする。その際、本年4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける給料表の改定に伴う経過措置の影響も考慮しながら引上げを行うこととする。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

イ 改定すべき事項

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、国の俸給表に一定の率を乗ずることを基本に給料月額を定める必要がある。給料表の

改定に当たっては、人事院勧告の内容を踏まえ、若年層に重点を置きつつ全ての号給を引き上げ、給料表を平均0.3%引き上げることとする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。

また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

(ウ) 地域手当

地域手当の支給割合については、国家公務員に対してとられる措置に準じた割合とし、本年4月に遡及して実施する。

(エ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.15月分とする。支給月数の引上げ分は、改定の基本方針を踏まえ勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

本県では、昨年の人事委員会勧告に基づき、給与制度の総合的見直しが本年4月から実施されている。

平成28年度においては、本年の人事院の報告及び勧告を踏まえ、以下のと

おり措置する必要がある。

ア 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合については、平成28年4月1日から、国家公務員に対してとられる措置に準じた割合とする。

イ 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円とする。

(3) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

イ 配偶者に係る扶養手当

人事院では、配偶者に係る扶養手当について、一部の民間企業において、配偶者手当の見直しに向けた検討の動きもあり、今後とも引き続き、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討を行うとしており、本県においても、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら検討を行う必要がある。

II 職員の勤務時間

今般、国家公務員の勤務時間におけるフレックスタイム制の拡充について人事院の報告及び勧告が行われたところである。その概要は次のとおりである。

勤務時間に関する報告及び勧告の概要

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充
(平成28年4月実施)

- フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

Ⅲ 人事管理の課題

1 人材の確保・育成等への取組

本県では、平成24年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」の下、東日本大震災(以下「震災」という。)からの復興・再生を着実に進めるために様々な施策に取り組んでいるところである。

「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を実現していくためには、福島県を必ず再生させるという使命感と情熱を持って行動できる、有為の人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

本格化している復興・再生事業に重点的に取り組むため、これまで正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところであり、本年度は新たに任期付短時間勤務職員の採用が行われるなど、今後も引き続き、様々な方策により必要な人員を確保していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本委員会では、より多くの者が採用試験を受験するように業務説明セミナーの開催を始め、大学訪問や合同説明会への参加による情報の発信を行うなど、関係部局の協力を得ながら広報活動を実施してきたが、その受験者数は減少傾向が見られる。特に復興・再生に必要な社会基盤の整備等を担う土木等の職種においては、その傾向が顕著であることから、本年度は大学卒程度の採用候補者試験の第2回試験の実施を決定したところであり、前例にとられない積極的な対応も必要である。

今後とも、受験者ニーズを的確に把握しながら、仕事のやりがいなど本県職員の魅力を伝える広報を強化していくことで意欲ある受験者の確保になお一層努め、復興の原動力となって、本県が乗り越えなければならない課題に果敢にチャレンジする気概を持つ人材の確保に取り組んでいくこととする。

(2) 人材の育成（研修の充実）

震災からの復興・再生を加速していくためには、職員一人一人の能力を高めていくことが重要であり、知事部局における人材育成については、職員研修の目標として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ体系的に行われている。

本委員会が、本年2月に実施した研修に関する調査によると、平成23年度から平成26年度までに職層別に行われる基本研修を受講したと回答した者のうち9割近くの者が、その研修に効果があったと回答しており、基本研修が職員の能力向上に寄与しているものと評価できる。その一方で、職員研修の目標を知っていると回答した割合は回答者全体の6割に満たなかった。

復興・再生業務が本格化して以降、新たな課題に対応するため、採用される職員の数が増加しているだけでなく、競争試験における年齢要件の緩和などによりその経歴が多様化している。今後、研修を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、目指すべき県職員像である「自律型職員」についての理解の促進、職員育成についての意識や指導能力の早期からの向上を図る必要がある。

また、選択研修及び派遣研修の拡充や研修内容に応じた外部講師の活用などとあわせ、職場を離れて受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受

講環境の向上に引き続き努めるほか、新採用職員サポート制度など OJT（各職場における職務を通じた人材育成）の充実を通じて、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。さらに、後述する人事評価制度についても、人材育成のツールとして、職員の能力開発につなげていく必要がある。

(3) 女性の採用・登用の拡大

震災からの復興・再生に向けては、女性の視点を踏まえた施策の実現が重要であることなどから、福島県職員男女共同参画推進行動計画等に基づき、女性職員の登用の拡大等が進められてきた。

また、本委員会としても、より多くの女性が本県採用候補者試験を受験し、女性の登用へとつながるように、女性を対象とした説明会の開催などにより、キャリアの形成や働きやすい勤務環境等について広報することで受験者の確保に努めてきたところである。

本年 8 月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したことも踏まえて、今後とも、募集広報活動を積極的に実施していくとともに、任命権者は、幅広い職務経験の付与やロールモデル（模範となる職員）との交流など多様な研修機会の確保等を通し、女性の登用を進め、職員が持てる力を十分に発揮できるように引き続き取り組んでいく必要がある。

2 人事評価制度の導入と活用

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年 4 月 1 日に施行されることとなり、人事評価制度の導入が義務付けられる。複雑・多様化する行政課題を解決し、復興を進めていくため、人事評価制度の導入による能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上が求められている。

任命権者は、人事評価の実施に向け、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度を構築することが重要である。併せて、人事評価を地方公務員法の趣旨に沿って任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することについて、速やかに具体的な検討を行っていく必要がある。

3 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続については、平成25年3月の閣議決定において、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとし、支給開始年齢の引上げの時期ごとに改めて検討を行うこととされている。

また、人事院は、再任用職員の給与について、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行うこととしている。

本県においては、平成25年3月の閣議決定の趣旨を踏まえて、定年退職する職員が希望する場合には年金支給開始年度までの期間についてフルタイムでの再任用を行うほか、必要に応じて短時間勤務での再任用を行っているところである。

本年度の定年退職者からは、退職から年金支給開始まで最長2年間となることから、再任用職員の能力及び経験を積極的に活用できる環境の整備を引き続き進めながら、柔軟な制度運営により職員の雇用と年金を確実に接続するとともに、平成28年度までに定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置について検討するとされている国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、雇用と年金の接続及び再任用職員の給与の在り方について検討していく必要がある。

4 勤務環境の整備

職員は、新生ふくしまの実現に向け、復興・再生に係る業務に果敢に取り組んでいる。これらの業務を始めとする公務がより効率的に運営されるためには、職員一人一人が心身共に健康であることが極めて重要であり、働きやすい勤務環境の整備について、より一層の取組が必要である。

(1) 超過勤務の縮減

本委員会の調査によれば、平成26年度の職員1人当たりの超過勤務時間は、昨年度と同程度であり、震災以降、高い水準で推移している。

恒常的な長時間の勤務は、職員の心身への影響も大きいことから、必要な人員を確保するとともに、業務処理体制の見直しや管理職員による業務管理を徹底するなど、超過勤務の縮減に向けた取組を強化し、積極的に進めていく必要がある。

(2) 職員の健康保持

震災後、任命権者においては、メンタルヘルス対策を始めとする職員の健康管理に積極的に取り組んできたところであるが、本委員会の調査によれば、平成26年度における心の疾病を原因とした長期休暇等を取得する職員は、増加した平成23年度と同程度であり、依然として高い水準で推移している。

復興・再生に係る業務の長期・複雑化などにより、こうした状況の著しい改善が見込めない中、労働安全衛生法の改正により労働災害を未然防止するための仕組が充実されたことから、任命権者は、ストレスチェック制度を確実に実施するとともに、職場のストレス要因等を把握・改善するための職場環境改善の取組等に努める必要がある。

(3) 両立支援の推進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要である。

本県においては、これまで育児と介護の両立を支援する取組として、休暇制度の拡充やハンドブックの作成による周知を図ってきたところであるが、少子高齢化が加速する中、管理監督者は家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行うとともに、男性職員を含めその利用促進を図る必要がある。

なお、仕事と生活の調和に対する意識の高まりや働き方の多様化の状況を受け、人事院は、適切な公務運営の確保に配慮したフレックスタイム制を原則として全職員に拡充するよう勧告した。

本委員会は、フレックスタイム制の導入について、今般の人事院勧告の国における取扱い及び他の都道府県の動向を十分に踏まえ、本県の実情も勘案しながら、検討していく必要があると考える。

また、人事院は、公務におけるテレワークの推進について、関係者の意見を聴きつつ引き続き検討を進めるとしているが、本委員会は、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要があると考える。

5 公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の確保

職員は、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って職務に従事することが求められている。

これまで不祥事防止策を講じているにもかかわらず、不適切な事務処理等が未だに多く発生していることに加え、県民の信頼を大きく失墜させる飲酒運転の懲戒処分事案が発生したことは、由々しき事態である。

県民一丸となって復興に取り組んでいる中であって、県民の期待と信頼を回復するためには、職員一人一人がこのような事態を深く受け止め、厳正な服務規律の下、適正な業務執行に努めるとともに、任命権者においては、服

務規律の保持と公務員倫理の徹底に努める必要がある。

(2) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやいわゆるパワー・ハラスメントは、職員の人格を侵害し、心身に支障を及ぼすのみならず、勤務環境を悪化させ、職員の士気の低下等の要因となるものである。

本県においては、これまで、セクシュアル・ハラスメントの防止に関するパンフレットやパワーハラスメント防止マニュアルを作成するなどの対策を講じているが、セクシュアル・ハラスメントの懲戒処分事案が引き続き発生していることから、任命権者においては、研修等を通じた意識啓発による発生防止や相談体制の充実に一層取り組むとともに、良好な勤務環境の整備を図っていく必要がある。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、業務が増大する中であっても、復興・再生に向け、県民の期待と信頼に応えるよう県民の視点に立ち、本県の未来のため、職務に果敢に取り組んでいる。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

県職員給料表別平均給与月額状況
(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	平成27年4月1日現在					平成26年4月1日現在					比較 $\frac{(a)}{(b)} \times 100$ %
	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (a)	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (b)	
行政職	5,483 (41.9歳)	335,164	10,085	405	345,654	5,467 (42.1歳)	336,737	10,495	384	347,616	99.4
公安職	3,495 (37.9歳)	322,106	11,802	1,061	334,969	3,497 (38.2歳)	322,448	11,909	1,464	335,821	99.7
教育職	4,834 (44.6歳)	384,623	9,853	5	394,481	4,827 (44.4歳)	382,759	9,927	12	392,698	100.5
研究職	298 (44.4歳)	365,596	11,815	0	377,411	291 (44.6歳)	369,869	12,924	0	382,793	98.6
医療職(一)	32 (42.4歳)	444,260	10,469	74,035	528,764	30 (41.9歳)	441,762	11,167	74,153	527,082	100.3
医療職(二)	219 (43.8歳)	343,470	7,263	0	350,733	213 (44.5歳)	349,615	7,141	0	356,756	98.3
医療職(三)	161 (45.9歳)	366,629	3,236	0	369,865	157 (46.5歳)	372,704	4,455	0	377,159	98.1
合計	14,522 (42.0歳)	349,824	10,339	573	360,736	14,482 (42.0歳)	350,089	10,583	656	361,328	99.8

(注) 給料には、平成18年度の給与構造改革及び平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

別表第2

市町村立学校職員給料表別平均給与月額状況
(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	平成27年4月1日現在					平成26年4月1日現在					比較 $\frac{(a)}{(b)} \times 100$ %
	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (a)	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (b)	
高等学校 教育職	59 (48.7歳)	413,293	5,203	0	418,496	66 (47.7歳)	408,140	6,076	0	414,216	101.0
小学校・ 中学校教育職	10,026 (47.6歳)	396,212	8,431	15	404,658	10,163 (47.5歳)	396,394	8,655	21	405,070	99.9
事務職	587 (46.2歳)	360,251	5,883	0	366,134	593 (46.1歳)	361,061	6,037	0	367,098	99.7
医療職	107 (40.4歳)	321,862	4,472	0	326,334	118 (40.6歳)	323,177	3,394	0	326,571	99.9
合計	10,779 (47.4歳)	393,609	8,235	14	401,858	10,940 (47.3歳)	393,760	8,441	19	402,220	99.9

(注) 給料には、平成18年度の給与構造改革及び平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。
高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

別表第3

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係	員	29.9	13.6	0.0	56.5
課	長 級	24.0	11.6	0.0	64.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第4

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係	員	85.8	83.2	38.1	2.8	42.3	2.6	14.2
課	長 級	75.1	72.5	28.2	3.1	41.2	2.6	24.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第5

職員の給与と民間給与との較差

職種	職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差 (b) - (a) $\left[\frac{(b)-(a)}{(a)} \times 100 \right]$
行政職関係	382,266円	382,898円	632円 (0.17%)

(注) 1 行政職の職員の給与と民間における行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものとの給与をラスパイレ方式によって比較したものである。

2 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

3 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤手当等、寒冷地手当を加えた額である。

民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。

別表第 6

民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	事 務 ・ 技 術 等 従 業 員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)		3 4 9 , 8 1 4 円
	上 半 期 (A 2)		3 5 4 , 2 9 3 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)		7 2 2 , 7 6 0 円
	上 半 期 (B 2)		7 4 0 , 9 4 9 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)		2 . 0 7 月 分
	上 半 期 (B 2 / A 2)		2 . 0 9 月 分
年 間 の 支 給 割 合			4 . 1 6 月 分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.05月分である。

勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 給料表の改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を413,300円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成27年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては、0.4月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分) とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のイについては、平成27年12月1日から、2の(2)のウについては、平成28年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	195,800	232,600	267,000	294,200	325,800	371,300	418,300	470,000	535,000
	2	145,200	197,600	234,300	269,100	296,500	328,100	374,000	420,800	473,100	538,100
	3	146,400	199,500	235,900	271,100	298,800	330,400	376,600	423,300	476,200	541,300
	4	147,500	201,300	237,600	273,200	301,100	332,700	379,300	425,900	479,300	544,400
	5	148,700	202,900	239,100	275,200	303,300	335,000	381,400	427,800	482,300	547,700
	6	149,900	204,700	240,700	277,300	305,600	337,100	384,000	430,100	485,400	550,000
	7	151,000	206,500	242,400	279,300	307,800	339,400	386,500	432,400	488,600	552,500
	8	152,100	208,200	244,000	281,400	310,000	341,700	389,100	434,600	491,700	555,100
	9	153,200	209,900	245,600	283,600	312,300	343,900	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	154,600	211,800	247,100	285,600	314,600	346,100	394,400	438,700	497,800	559,400
	11	155,900	213,600	248,700	287,700	316,900	348,200	397,100	440,800	500,900	561,200
	12	157,300	215,400	250,200	289,900	319,200	350,400	399,800	442,900	504,000	562,900
	13	158,700	216,900	251,800	292,000	321,500	352,500	402,400	444,900	506,800	564,800
	14	160,200	218,800	253,200	294,100	323,600	354,500	404,700	446,800	509,100	566,200
	15	161,700	220,600	254,700	296,200	325,800	356,600	407,000	448,800	511,500	567,600
	16	163,300	222,400	256,200	298,200	328,000	358,800	409,400	450,800	513,900	568,900
	17	164,700	224,200	257,700	300,300	330,300	360,700	411,300	452,800	516,100	570,000
	18	166,300	225,900	259,600	302,400	332,400	362,700	413,300	454,600	517,600	571,000
	19	167,800	227,600	261,400	304,600	334,500	364,700	415,200	456,400	519,100	572,000
	20	169,300	229,200	263,300	306,700	336,600	366,700	417,100	458,200	520,500	572,900
	21	170,800	230,700	265,000	308,800	338,700	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900
	22	173,500	232,500	266,900	310,900	340,800	370,700	420,800	461,500	523,300	
	23	176,100	234,100	268,700	313,000	342,900	372,600	422,700	463,000	524,800	
	24	178,800	235,700	270,600	315,100	345,000	374,600	424,600	464,500	526,200	
	25	181,700	237,200	272,600	317,100	346,600	376,600	426,500	466,000	527,500	
	26	183,400	238,800	274,400	319,200	348,600	378,600	428,000	467,300	528,600	
	27	185,200	240,200	276,300	321,300	350,600	380,600	429,600	468,600	529,700	
	28	186,900	241,600	278,300	323,400	352,600	382,700	431,200	469,700	530,900	
	29	188,400	242,900	280,100	325,400	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000	
	30	190,300	244,000	282,000	327,500	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900	
	31	192,100	245,300	283,900	329,600	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800	
	32	193,800	246,500	285,800	331,700	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600	
	33	195,500	247,800	287,500	333,300	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500	
	34	197,100	249,200	289,400	335,300	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400	
	35	198,600	250,500	291,300	337,400	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100	
	36	200,100	251,800	293,100	339,500	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800	
	37	201,400	252,900	294,900	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400	
	38	202,800	254,400	296,700	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000	
	39	204,100	255,800	298,500	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600	
40	205,300	257,400	300,400	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	206,800	258,900	302,300	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900	円
	42	208,100	260,300	304,000	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500		
	43	209,500	261,700	305,700	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800		
	44	210,800	263,100	307,400	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300		
	45	212,000	264,400	309,100	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800		
	46	213,300	265,800	310,800	358,300	379,400	407,300	450,000			
	47	214,700	267,200	312,500	359,800	380,300	408,000	450,500			
	48	216,000	268,500	314,200	361,300	381,200	408,600	451,200			
	49	217,200	269,800	315,400	362,800	382,200	409,200	451,700			
	50	218,300	271,100	316,900	363,700	383,000	409,800	452,100			
	51	219,300	272,300	318,500	364,800	383,700	410,400	452,500			
	52	220,500	273,600	320,200	365,800	384,600	411,000	452,900			
	53	221,600	274,800	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400			
	54	222,700	276,000	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800			
	55	223,600	277,300	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100			
	56	224,500	278,600	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400			
	57	225,300	279,800	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700			
	58	226,200	280,900	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100			
	59	227,100	282,000	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400			
	60	228,000	283,100	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600			
	61	228,800	284,200	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900			
	62	229,700	285,200	333,600	373,900	391,000	414,100				
	63	230,700	286,200	334,400	374,600	391,600	414,400				
	64	231,600	287,200	335,200	375,300	392,200	414,700				
	65	232,400	288,100	336,100	375,800	392,600	415,000				
	66	233,400	289,000	336,500	376,500	393,300	415,300				
	67	234,400	289,900	337,300	377,200	393,900	415,500				
	68	235,400	290,800	338,100	377,800	394,500	415,800				
	69	236,200	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100				
	70	237,000	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400				
	71	237,700	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700				
72	238,500	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900					
73	239,400	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100					
74	240,100	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400					
75	240,800	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700					
76	241,500	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900					
77	242,200	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100					
78	243,000	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600					
79	243,800	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100					
80	244,500	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600					
81	245,300	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000					
82	246,100	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300					
83	246,800	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900					
84	247,500	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600					

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額									
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	248,200	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100				
	86	248,900	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400				
	87	249,600	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000				
	88	250,300	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700				
	89	251,100	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100				
	90	251,600	300,600	349,400	389,200	403,400					
	91	252,100	301,000	349,900	389,700	403,800					
	92	252,600	301,300	350,300	390,100	404,400					
	93	252,900	301,500	350,500	390,300	404,900					
	94		301,800	350,900	390,600						
	95		302,200	351,400	391,000						
	96		302,600	351,800	391,400						
	97		302,800	351,900	391,700						
	98		303,100	352,400	392,200						
	99		303,400	352,700	392,600						
	100		303,800	353,100	393,000						
	101		304,000	353,500	393,300						
	102		304,400	353,900							
	103		304,800	354,300							
	104		305,100	354,600							
	105		305,300	355,100							
	106		305,600	355,500							
	107		306,000	355,900							
	108		306,300	356,300							
109		306,500	356,700								
110		306,900	357,000								
111		307,300	357,400								
112		307,600	357,700								
113		307,700	358,200								
114		308,100									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,600									
121		309,900									
122		310,200									
123		310,500									
124		310,800									
125		311,100									
再任 用職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100	534,700

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
再任 職員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,800	183,700	211,100	251,800	297,500	325,000	354,700	390,600	433,400	470,100
	2	169,500	185,500	213,100	253,500	299,700	327,300	357,000	392,900	435,300	473,200
	3	171,100	187,300	215,200	255,200	301,900	329,600	359,300	395,100	437,300	476,300
	4	172,800	189,100	217,200	256,900	304,200	332,000	361,600	397,200	439,200	479,400
	5	174,500	191,100	219,100	258,800	306,300	334,300	363,700	399,100	440,600	482,500
	6	176,400	193,400	221,100	260,600	308,500	336,500	365,900	401,100	442,300	485,600
	7	178,200	195,700	223,100	262,400	310,700	338,800	368,000	403,100	444,000	488,800
	8	180,100	198,000	225,000	264,200	313,000	341,100	370,200	405,000	445,600	491,900
	9	181,900	200,200	227,200	265,800	315,100	343,200	372,300	406,800	447,300	494,900
	10	183,600	202,800	229,000	267,500	317,400	345,500	374,500	408,900	449,000	498,000
	11	185,500	205,300	230,700	268,800	319,700	347,900	376,700	410,900	450,700	501,000
	12	187,200	207,800	232,500	270,300	322,000	350,200	378,900	413,000	452,400	504,000
	13	189,200	210,300	234,400	272,000	324,100	352,300	381,100	415,000	453,700	506,900
	14	191,300	212,100	236,300	273,400	326,400	354,400	383,200	417,100	455,300	509,200
	15	193,500	213,800	238,200	274,600	328,700	356,600	385,500	419,200	457,000	511,500
	16	195,600	215,600	240,100	275,900	331,000	358,900	387,700	421,200	458,800	513,900
	17	198,000	217,400	241,700	277,200	333,000	361,200	389,600	423,100	460,400	516,100
	18	200,500	219,300	243,500	278,700	335,300	363,300	391,700	424,800	462,200	517,600
	19	202,900	221,100	245,300	280,200	337,500	365,300	393,800	426,500	464,000	519,100
	20	205,300	223,000	247,100	281,700	339,800	367,500	395,900	428,200	465,800	520,400
	21	208,100	224,800	248,900	283,000	341,900	369,600	397,800	430,000	467,300	521,600
	22	209,900	226,600	250,400	284,500	344,000	371,600	399,700	431,600	469,000	523,100
	23	211,700	228,300	251,900	286,000	346,100	373,700	401,800	433,100	470,700	524,600
	24	213,500	230,100	253,300	287,600	348,300	375,900	403,900	434,700	472,400	526,100
	25	215,600	231,800	254,800	288,600	350,300	377,800	405,900	436,000	474,200	527,200
	26	217,400	233,500	256,300	290,700	352,400	379,900	407,800	437,400	475,700	528,300
	27	219,200	235,200	257,600	292,700	354,500	382,000	409,800	439,000	477,100	529,500
	28	220,900	236,900	258,700	295,000	356,700	384,100	411,800	440,500	478,500	530,700
	29	223,000	238,400	260,100	297,400	358,700	386,100	413,800	441,900	479,700	531,800
	30	224,800	240,200	261,200	299,300	360,800	388,200	415,500	443,600	480,500	532,700
	31	226,500	242,000	262,500	301,100	362,900	390,300	417,200	445,300	481,200	533,600
	32	228,300	243,800	263,700	303,000	365,000	392,400	419,000	447,000	481,900	534,500
	33	230,200	245,400	264,800	304,900	366,900	394,400	420,800	448,600	482,300	535,400
	34	231,900	246,900	266,000	306,700	369,000	396,500	422,300	450,300	483,000	536,100
	35	233,600	248,500	267,200	308,600	371,000	398,600	423,900	452,000	483,700	537,000
	36	235,300	250,000	268,500	310,600	373,100	400,700	425,500	453,600	484,400	537,500
	37	236,900	251,600	269,500	312,400	375,100	402,400	426,800	455,100	484,600	538,300
	38	238,700	253,100	270,700	314,300	377,200	404,000	428,300	455,700	485,300	538,900
	39	240,500	254,400	271,800	316,200	379,300	405,500	429,800	456,400	485,800	539,700
	40	242,300	255,800	272,800	318,100	381,300	407,000	431,400	457,100	486,300	540,400
	41	243,800	257,400	274,000	320,100	383,500	408,200	432,900	457,600	486,800	540,900
	42	245,200	258,600	275,500	321,900	385,600	409,500	434,200	458,300	487,200	
	43	246,500	259,900	277,000	323,800	387,700	410,500	435,500	459,000	487,600	
	44	247,800	261,400	278,200	325,700	389,800	411,500	436,800	459,600	488,000	
	45	249,100	262,500	279,500	327,600	391,500	412,400	437,600	460,300	488,400	
	46	250,200	263,800	281,100	329,500	393,300	413,600	438,400	460,800		
	47	251,200	265,100	282,700	331,400	394,900	414,800	439,200	461,200		
48	252,200	266,500	284,400	333,300	396,700	416,100	440,000	461,700			

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	253,200	267,500	286,000	334,900	398,300	417,300	440,700	462,200		
	50	254,300	268,900	287,700	336,500	399,000	418,100	441,200	462,700		
	51	255,500	270,000	289,400	338,100	400,000	418,900	441,600	463,000		
	52	256,700	271,100	291,200	339,800	401,200	419,700	441,900	463,500		
	53	257,700	272,200	292,600	341,600	402,500	420,100	442,100	464,000		
	54	259,000	273,600	294,400	343,400	403,600	420,800	442,600	464,100		
	55	260,200	274,900	296,200	345,200	404,800	421,500	442,900	464,400		
	56	261,500	276,300	298,000	347,000	406,100	422,200	443,200	464,600		
	57	262,600	277,500	299,700	348,400	407,400	422,800	443,400	465,000		
	58	263,600	278,600	301,500	350,100	408,100	423,300	443,700	465,200		
	59	264,700	280,200	303,300	351,800	408,900	423,900	444,000	465,400		
	60	265,700	281,500	305,100	353,500	409,700	424,500	444,300	465,600		
	61	266,800	283,000	306,600	355,100	410,300	424,900	444,500	466,000		
	62	267,800	284,600	308,400	356,800	411,000	425,500	444,800	466,200		
	63	268,800	286,100	310,200	358,500	411,700	426,100	445,100	466,400		
	64	269,800	287,700	312,000	360,300	412,400	426,600	445,400	466,600		
	65	270,900	289,200	313,600	362,000	412,700	427,100	445,800	467,100		
	66	272,200	290,700	315,300	363,600	413,400	427,600	446,100	467,300		
	67	273,500	292,100	317,000	365,200	414,100	428,100	446,400	467,500		
	68	274,900	293,700	318,700	366,800	414,700	428,600	446,700	467,700		
	69	276,100	295,300	320,300	368,100	415,000	428,900	446,900	468,100		
	70	277,400	296,900	321,700	369,600	415,600	429,200	447,200			
	71	278,800	298,500	323,200	370,900	416,200	429,500	447,500			
	72	280,200	300,100	324,700	372,400	416,700	429,800	447,800			
	73	281,500	301,400	325,900	373,500	417,200	430,100	448,000			
	74	283,000	302,900	327,500	374,800	417,600	430,400	448,300			
	75	284,400	304,400	329,200	376,200	418,100	430,700	448,600			
	76	285,800	305,900	330,900	377,500	418,700	431,000	448,900			
	77	286,900	307,100	332,800	379,000	419,000	431,200	449,100			
	78	288,100	308,600	334,500	380,200	419,600	431,600	449,500			
	79	289,300	310,100	336,100	381,400	420,200	431,900	449,800			
	80	290,600	311,600	337,800	382,600	420,700	432,200	450,100			
	81	291,700	313,100	339,500	383,700	420,900	432,400	450,300			
	82	293,000	314,500	341,200	384,900	421,400	432,700	450,600			
	83	294,300	315,900	342,900	386,100	421,900	433,000	450,900			
	84	295,700	317,300	344,600	387,400	422,400	433,200	451,200			
	85	297,000	318,600	346,100	388,400	422,700	433,400	451,900			
	86	298,200	320,100	347,700	389,000	423,200	433,700				
	87	299,400	321,600	349,200	389,600	423,500	434,000				
	88	300,600	323,100	350,700	390,200	423,800	434,200				
	89	301,700	324,600	351,900	390,800	424,100	434,400				
	90	302,900	326,100	353,300	391,400	424,600	434,700				
	91	304,100	327,600	354,600	392,000	425,000	435,000				
	92	305,300	329,100	356,000	392,600	425,400	435,300				
	93	306,200	330,400	357,400	393,000	425,700	435,500				
	94	307,400	331,800	358,900	393,600	426,100	435,800				
	95	308,700	333,200	360,400	394,100	426,500	436,100				
	96	310,000	334,600	361,900	394,600	426,900	436,300				
	97	311,200	335,700	363,400	394,900	427,200	436,500				
	98	312,400	337,100	364,600	395,500	427,600	436,800				
	99	313,600	338,400	365,800	396,100	428,000	437,100				
	100	314,800	339,800	367,000	396,700	428,400	437,300				

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額									
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	315,900	341,100	368,000	396,900	428,800	437,500				
	102	317,000	342,200	369,200	397,400	429,200					
	103	318,100	343,400	370,400	397,900	429,600					
	104	319,200	344,600	371,600	398,400	429,900					
	105	320,200	345,700	372,800	398,700	430,300					
	106	320,900	346,800	373,400	399,200						
	107	321,500	347,900	374,000	399,700						
	108	322,100	349,000	374,600	400,000						
	109	322,500	350,000	375,200	400,300						
	110	323,100	351,000	375,700	400,800						
	111	323,700	352,000	376,200	401,300						
	112	324,300	353,000	376,700	401,800						
	113	325,100	353,800	377,000	402,100						
	114	325,800	354,800	377,400	402,600						
	115	326,500	355,800	378,000	403,100						
	116	327,300	356,800	378,600	403,600						
	117	327,800	357,900	378,900	403,900						
	118	328,600	358,400	379,400	404,400						
	119	329,400	359,000	380,000	404,900						
	120	330,200	359,600	380,500	405,400						
121	330,700	360,100	380,600	405,900							
122	331,200	360,600	381,200	406,300							
123	331,700	361,100	381,700	406,800							
124	332,200	361,600	382,200	407,300							
125	332,400	361,900	382,700	407,800							
126		362,400	383,200	408,200							
127		362,900	383,700	408,700							
128		363,400	384,200	409,200							
129		363,800	384,500	409,700							
130			385,000								
131			385,500								
132			386,000								
133			386,200								
134			386,700								
135			387,200								
136			387,700								
137			388,000								
138			388,500								
139			389,000								
140			389,500								
141			389,800								
再任用職員		246,900	258,800	263,100	295,800	312,400	326,700	351,100	387,300	419,700	463,200

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,800	203,400	336,600	428,000
	2	159,300	205,100	338,900	429,800
	3	160,800	206,900	341,200	431,600
	4	162,300	208,600	343,600	433,400
	5	164,100	210,500	345,800	435,000
	6	166,000	212,200	348,100	436,600
	7	167,900	213,900	350,400	438,500
	8	169,700	215,600	352,700	440,400
	9	171,600	217,400	354,800	442,000
	10	173,700	219,300	357,000	443,900
	11	175,900	221,200	359,200	445,800
	12	177,900	223,100	361,500	447,700
	13	180,100	224,800	363,600	449,400
	14	182,300	226,800	365,600	451,300
	15	184,600	228,800	367,700	453,200
	16	186,800	230,800	369,800	455,100
	17	189,300	232,800	371,700	456,700
	18	191,900	235,500	373,700	458,600
	19	194,500	238,200	375,700	460,400
	20	197,000	241,000	377,800	462,300
再任 用職 員以 外の 職員	21	199,600	243,700	379,700	464,000
	22	201,300	246,600	381,600	465,800
	23	203,000	249,600	383,500	467,600
	24	204,700	252,500	385,400	469,400
	25	206,500	255,200	387,400	471,000
	26	208,200	257,900	389,300	472,700
	27	209,900	260,500	391,200	474,300
	28	211,600	262,900	393,100	476,000
	29	213,300	265,500	394,900	477,500
	30	215,000	268,000	396,900	478,900
	31	216,700	270,200	398,900	480,200
	32	218,500	272,500	400,900	481,600
	33	220,000	274,800	402,800	482,700
	34	221,800	277,000	404,400	483,400
	35	223,600	279,300	406,100	484,100
	36	225,400	281,500	407,800	484,900
	37	227,200	283,700	409,100	485,500
	38	229,000	285,800	410,600	486,200
	39	230,800	288,000	412,100	486,900
	40	232,600	290,000	413,700	487,600
	41	234,500	292,100	415,300	488,300
	42	236,200	294,600	416,700	489,000
	43	237,900	297,000	418,100	489,700
	44	239,500	299,500	419,700	490,400

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	241,200	301,800	421,300	491,000
	46	242,600	304,300	422,600	491,800
	47	244,000	306,900	424,200	492,500
	48	245,300	309,600	425,900	493,200
	49	246,800	312,100	427,500	493,800
	50	248,200	314,600	428,900	494,500
	51	249,500	317,100	430,500	495,300
	52	251,100	319,600	432,200	496,000
	53	252,400	322,200	433,900	496,600
	54	253,800	324,400	435,300	497,300
	55	255,200	326,500	436,900	498,000
	56	256,400	328,800	438,600	498,800
	57	257,800	331,100	439,900	499,400
	58	259,100	333,200	441,400	500,100
	59	260,200	335,400	442,900	500,800
	60	261,600	337,600	444,200	501,500
	61	262,900	339,700	445,400	502,200
	62	264,200	341,900	446,700	
	63	265,600	344,100	448,100	
	64	266,900	346,300	449,300	
再任用職員以外の職員	65	268,300	348,400	450,500	
	66	269,900	350,600	451,700	
	67	271,500	352,800	452,900	
	68	273,200	355,000	454,200	
	69	274,800	356,900	455,300	
	70	276,300	359,000	456,500	
	71	277,700	361,100	457,800	
	72	279,200	363,100	459,000	
	73	280,400	365,300	460,100	
	74	281,800	367,300	460,800	
	75	283,200	369,300	461,300	
	76	284,600	371,300	461,800	
	77	286,000	373,100	462,300	
	78	287,200	374,800	462,900	
	79	288,400	376,500	463,400	
	80	289,700	378,200	463,900	
	81	290,900	379,800	464,500	
	82	292,100	381,300	465,100	
	83	293,400	382,800	465,600	
	84	294,700	384,400	466,100	
	85	295,800	385,400	466,600	
	86	297,000	386,900	467,200	
	87	298,200	388,300	467,800	
	88	299,400	389,700	468,300	

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	300,500	391,000	468,800	
	90	301,700	392,300	469,400	
	91	302,900	393,600	470,100	
	92	304,100	394,900	471,100	
	93	305,100	396,200	471,700	
	94	306,200	397,400	472,700	
	95	307,400	398,700	473,700	
	96	308,600	400,100	474,700	
	97	309,600	401,300	475,400	
	98	310,700	402,400		
	99	311,800	403,500		
	100	312,900	404,600		
	101	313,900	405,400		
	102	315,000	406,400		
	103	316,100	407,500		
	104	317,100	408,600		
	105	317,700	409,300		
	106	318,600	410,300		
	107	319,500	411,200		
	108	320,500	412,200		
再任 用職 員以 外の 職員	109	321,300	413,000		
	110	321,700	413,900		
	111	322,200	414,700		
	112	322,700	415,500		
	113	323,300	416,000		
	114	323,700	416,800		
	115	324,200	417,500		
	116	324,700	418,200		
	117	325,100	418,700		
	118	325,600	419,200		
	119	326,100	419,700		
	120	326,600	420,100		
	121	326,900	420,500		
	122	327,300	420,800		
	123	327,800	421,100		
	124	328,400	421,300		
	125	328,700	421,500		
	126	329,100	421,800		
	127	329,400	422,100		
	128	329,800	422,300		
	129	329,900	422,500		
	130	330,300	422,800		
	131	330,700	423,200		
	132	331,100	423,400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	133	331,200	423,700		
	134	331,400	423,900		
	135	331,700	424,200		
	136	332,000	424,400		
	137	332,200	424,600		
	138	332,400	424,900		
	139	332,700	425,200		
	140	333,000	425,400		
再任用職員以外の職員	141	333,100	425,600		
	142	333,400	425,900		
	143	333,700	426,200		
	144	334,000	426,500		
	145	334,200	426,700		
	146	334,400	427,000		
	147	334,700	427,300		
	148	335,000	427,500		
	149	335,300	427,700		
	150	335,500	428,000		
	151	335,800	428,300		
	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
再任用職員		239,700	281,100	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	143,100	193,700	282,200	336,200	389,500
	2	144,200	196,300	285,000	338,500	391,800
	3	145,400	198,800	287,600	340,800	394,000
	4	146,500	201,200	290,400	343,100	396,300
	5	147,700	203,900	292,800	345,200	397,900
	6	149,000	206,200	294,900	347,300	400,000
	7	150,300	208,500	297,100	349,500	402,000
	8	151,600	210,700	299,300	351,700	404,100
	9	152,700	213,000	301,600	353,700	405,900
	10	154,400	215,300	304,400	355,800	407,700
	11	156,100	217,700	307,100	357,900	409,500
	12	157,700	220,000	309,800	360,000	411,300
	13	159,300	222,300	312,300	361,900	413,000
	14	161,200	224,700	315,100	363,900	414,800
	15	163,100	227,200	317,800	366,000	416,500
	16	165,100	229,700	320,600	368,100	418,300
	17	167,200	232,000	323,300	369,800	419,300
	18	169,300	234,900	325,600	371,900	421,000
	19	171,600	237,800	327,800	374,000	422,600
	20	173,700	240,700	330,200	376,000	424,200
	21	176,000	243,400	332,400	377,800	425,500
	22	178,400	246,000	334,500	379,700	427,200
	23	180,900	248,700	336,600	381,500	428,900
	24	183,200	251,300	338,800	383,400	430,400
	25	185,400	254,200	340,900	385,200	431,900
	26	187,500	256,700	342,800	387,000	433,500
	27	189,700	259,200	344,700	388,800	435,200
	28	191,800	261,700	346,700	390,600	436,800
	29	193,900	264,200	348,700	392,100	438,300
	30	195,700	266,500	350,400	393,800	439,800
	31	197,600	268,800	352,000	395,500	441,300
	32	199,300	271,000	353,600	397,200	442,700
	33	201,300	273,100	355,100	398,500	444,100
	34	203,100	275,200	356,600	399,800	445,500
	35	205,000	277,400	358,100	400,900	446,900
	36	206,800	279,400	359,600	402,200	448,300
	37	208,800	281,400	361,100	403,400	449,600
	38	210,700	282,800	362,400	404,500	450,700
	39	212,600	284,200	363,700	405,600	451,800
40	214,400	285,900	365,000	406,600	452,900	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	216,400	287,300	366,100	407,600	453,600
	42	218,300	288,500	367,400	408,700	454,600
	43	220,200	289,500	368,700	409,800	455,600
	44	222,000	290,500	369,800	411,000	456,700
	45	224,000	291,300	371,000	411,900	457,700
	46	225,900	292,600	372,300	413,000	458,700
	47	227,800	293,900	373,600	414,200	459,400
	48	229,700	295,300	374,800	415,200	460,300
	49	231,500	296,600	375,900	416,000	461,100
	50	233,300	297,900	377,200	417,000	461,700
	51	235,200	299,100	378,500	418,000	462,300
	52	236,900	300,400	379,800	419,000	462,900
	53	238,600	301,600	380,500	419,600	463,600
	54	240,400	302,900	381,500	420,300	464,200
	55	242,200	304,200	382,500	420,900	464,600
	56	244,000	305,500	383,500	421,600	465,200
	57	245,500	306,500	384,300	422,000	465,700
	58	246,600	307,700	385,100	422,500	466,300
	59	247,700	308,900	385,800	423,000	466,800
	60	248,800	310,000	386,500	423,400	467,200
	61	250,100	311,100	387,000	424,000	467,700
	62	251,200	312,200	387,900	424,400	468,400
	63	252,200	313,300	388,800	425,000	469,100
	64	253,400	314,500	389,700	425,900	469,900
	65	254,500	315,600	390,400	426,600	470,800
	66	255,800	316,700	391,200	427,400	471,700
	67	257,100	317,800	392,000	427,900	472,500
	68	258,100	318,900	392,800	428,700	473,200
	69	259,200	320,100	393,400	429,000	473,900
	70	260,700	321,200	394,100	429,700	474,700
	71	262,200	322,300	394,800	430,200	475,500
	72	263,700	323,400	395,400	430,600	476,300
	73	265,100	324,200	396,000	431,100	477,000
74	266,500	325,300	396,600			
75	267,900	326,400	397,300			
76	269,100	327,500	398,100			
77	270,400	328,600	398,800			
78	271,700	329,600	399,500			
79	273,000	330,600	400,100			
80	274,200	331,600	400,700			
81	275,600	332,600	401,300			
82	276,900	333,400	401,900			
83	278,200	334,100	402,600			
84	279,400	334,900	403,200			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	280,600	335,500	403,700		
	86	281,800	336,000	404,200		
	87	283,100	336,500	404,700		
	88	284,300	337,000	405,400		
	89	285,500	337,200	405,800		
	90	286,700	337,700			
	91	287,900	338,200			
	92	289,000	338,700			
	93	290,200	339,000			
	94	291,200	339,500			
	95	292,200	340,000			
	96	293,100	340,500			
	97	294,000	341,000			
	98	294,900	341,500			
	99	295,800	342,000			
	100	296,600	342,600			
	101	297,400	343,100			
	102	298,100	343,600			
	103	298,800	344,100			
	104	299,500	344,600			
105	300,300	344,900				
106	300,800	345,400				
107	301,300	345,800				
108	301,800	346,300				
109	301,900	346,800				
110	302,300	347,300				
111	302,600	347,700				
112	302,900	348,200				
113	303,300	348,700				
114	303,600	349,100				
115	303,900	349,600				
116	304,200	350,000				
117	304,500	350,500				
118	304,900	350,900				
119	305,200	351,400				
120	305,600	351,800				
121	305,900	352,200				
再任用職員		221,600	263,900	289,400	328,700	357,200

医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	246,900	333,500	400,200	477,200
	2	249,400	336,500	403,100	479,500
	3	251,900	339,400	406,100	481,800
	4	254,400	342,500	409,000	484,100
	5	257,000	345,400	411,900	486,500
	6	260,800	348,800	414,700	488,700
	7	264,700	352,000	417,500	490,900
	8	268,500	355,100	420,300	493,100
	9	272,200	358,200	423,000	495,400
	10	276,200	361,200	425,600	497,500
	11	280,300	364,400	428,300	499,600
	12	284,300	367,600	431,000	501,700
	13	288,300	370,800	433,700	503,900
	14	292,300	374,400	436,200	506,000
	15	296,300	378,000	438,700	508,100
	16	300,200	381,700	441,100	510,200
	17	304,000	385,400	443,500	512,200
	18	307,700	388,200	445,900	514,200
	19	311,300	391,000	448,300	516,200
	20	314,900	393,800	450,700	518,200
	21	318,700	396,800	452,900	520,100
	22	322,500	399,400	455,300	522,000
	23	326,100	402,100	457,800	523,900
	24	329,700	404,700	460,200	525,800
	25	333,200	407,200	462,600	527,600
	26	336,100	409,500	464,900	529,400
	27	338,800	411,800	467,100	531,200
	28	341,400	414,100	469,400	533,000
	29	344,400	416,600	471,600	534,900
	30	346,600	418,700	473,900	536,700
	31	349,000	420,800	476,200	538,500
	32	351,400	422,900	478,500	540,300
	33	353,700	425,100	480,600	541,900
	34	356,100	427,100	482,700	543,700
	35	358,500	429,100	484,800	545,500
	36	361,000	431,100	486,900	547,300
	37	363,500	433,200	489,000	549,000
	38	365,900	435,200	490,800	550,600
	39	368,400	437,200	492,600	552,200
	40	370,800	439,200	494,400	553,800
	41	373,200	441,200	496,100	555,400
	42	374,700	443,000	497,900	556,800
	43	376,200	444,700	499,700	558,200
	44	377,700	446,500	501,500	559,600
	45	379,200	448,500	503,200	560,700
	46	380,700	450,300	504,900	561,700
	47	382,200	452,100	506,700	562,700
48	383,700	453,900	508,500	563,700	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	49	385,100	455,800	510,200	564,700
	50	386,100	457,600	511,500	565,600
	51	387,100	459,400	512,800	566,500
	52	388,100	461,200	514,100	567,400
	53	389,100	463,100	515,300	568,300
	54	390,000	464,300	516,600	569,200
	55	390,900	465,500	517,900	570,100
	56	391,800	466,700	519,200	571,000
	57	392,800	467,800	520,300	572,000
	58	393,700	468,800	521,200	572,900
	59	394,600	469,800	522,100	573,800
	60	395,500	470,800	523,000	574,600
	61	396,200	471,700	523,700	575,500
	62	396,700	472,400	524,600	576,400
	63	397,100	473,100	525,500	577,300
	64	397,600	473,800	526,400	578,200
	65	397,900	474,400	527,300	579,100
	66		475,100	528,200	
	67		475,800	529,100	
	68		476,500	530,000	
	69		476,900	530,800	
	70		477,600	531,700	
	71		478,300	532,600	
	72		479,000	533,400	
	73		479,400	534,100	
	74		480,000	535,000	
	75		480,700	535,900	
	76		481,400	536,700	
	77		481,900	537,600	
78		482,500	538,500		
79		483,100	539,400		
80		483,700	540,300		
81		484,300	541,100		
82		484,900	542,000		
83		485,500	542,900		
84		486,100	543,800		
85		486,400	544,700		
86		487,000	545,600		
87		487,500	546,500		
88		488,100	547,400		
89		488,500	548,200		
90		489,100			
91		489,700			
92		490,200			
93		490,700			
94		491,300			
95		491,900			
96		492,500			
97		493,000			
再任用職員		299,700	342,800	398,000	472,200

医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,800	187,900	223,800	251,300	283,900	333,000	379,700
	2	150,200	189,500	225,300	252,700	286,000	335,100	382,400
	3	151,600	191,200	226,700	254,000	288,100	337,300	385,100
	4	153,000	192,900	228,200	255,400	290,400	339,400	387,800
	5	154,300	194,200	229,800	256,500	292,700	341,700	390,400
	6	156,100	195,800	231,400	257,900	294,800	343,900	393,100
	7	158,000	197,400	232,900	259,300	297,000	346,000	395,700
	8	159,700	198,900	234,400	260,700	299,200	348,200	398,400
	9	161,400	200,500	235,900	261,900	301,300	350,300	400,500
	10	163,100	202,200	237,600	263,300	303,500	352,400	402,800
	11	164,800	203,900	238,900	264,600	305,800	354,400	404,900
	12	166,600	205,600	240,300	265,800	308,100	356,500	407,100
	13	168,100	207,200	241,900	267,200	310,300	358,700	409,400
	14	170,000	208,800	243,300	268,600	312,400	360,800	411,400
	15	172,000	210,400	244,700	270,100	314,600	362,700	413,400
	16	173,900	211,900	246,100	271,700	316,800	364,800	415,600
	17	175,900	213,400	247,300	273,200	318,800	366,800	417,600
	18	177,800	215,100	248,600	274,900	320,900	368,900	419,600
	19	179,700	216,800	250,000	276,500	323,000	370,800	421,600
	20	181,500	218,500	251,100	278,400	325,200	372,900	423,600
	21	183,600	219,800	252,200	280,100	327,300	374,800	425,400
	22	185,100	221,400	253,600	282,000	329,200	376,900	427,000
	23	186,600	222,700	254,700	283,900	331,200	379,000	428,600
	24	188,100	224,300	256,000	285,800	333,200	381,100	430,200
	25	189,800	225,600	257,100	287,700	335,200	382,700	431,700
	26	191,300	227,100	258,700	289,600	337,200	384,500	433,000
	27	192,800	228,600	260,100	291,400	339,200	386,300	434,300
	28	194,200	230,000	261,800	293,300	341,300	388,000	435,700
	29	195,800	231,400	263,300	295,400	343,300	389,900	437,000
	30	197,100	232,800	265,000	297,300	345,100	391,400	438,300
	31	198,500	234,300	266,600	299,200	346,900	393,100	439,600
	32	199,800	235,700	268,300	301,000	348,600	394,700	440,700
	33	201,300	237,200	270,000	302,800	350,400	396,100	441,900
	34	202,700	238,600	271,800	304,600	352,300	397,300	443,200
	35	204,000	239,700	273,600	306,400	354,200	398,600	444,400
36	205,400	241,100	275,400	308,100	356,100	399,900	445,700	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	37	206,700	242,400	277,100	309,700	358,000	401,000	446,900
	38	208,100	243,800	278,800	311,400	359,600	402,200	447,600
	39	209,500	245,000	280,500	313,200	361,300	403,400	448,200
	40	210,800	246,400	282,200	315,000	363,000	404,600	448,900
	41	212,100	247,700	283,900	316,500	364,300	405,400	449,400
	42	213,300	249,000	285,600	318,200	365,500	406,200	449,800
	43	214,500	250,200	287,300	319,800	366,700	407,000	450,200
	44	215,700	251,400	289,000	321,300	367,800	407,700	450,600
	45	216,900	252,600	290,700	322,700	369,000	408,200	451,000
	46	218,000	254,100	292,400	324,300	369,900	408,900	451,400
	47	219,000	255,500	294,100	325,900	371,100	409,300	451,800
	48	220,200	257,100	295,800	327,400	372,200	409,800	452,100
	49	221,300	258,800	297,300	329,000	373,200	410,200	452,400
	50	222,200	260,200	298,900	330,300	374,200	410,500	452,900
	51	223,100	261,600	300,500	331,500	375,100	410,800	453,200
	52	224,000	263,000	302,000	332,700	376,100	411,200	453,500
	53	224,700	264,200	303,400	333,800	376,900	411,500	453,800
	54	225,700	265,600	304,900	334,800	377,800	411,800	
	55	226,600	267,000	306,400	335,800	378,700	412,100	
	56	227,500	268,300	307,900	336,700	379,600	412,400	
	57	228,400	269,600	309,400	337,500	380,200	412,700	
	58	229,300	270,900	310,800	338,300	381,000	413,000	
	59	230,100	272,200	312,000	339,100	381,800	413,300	
	60	231,000	273,400	313,400	340,000	382,600	413,700	
	61	231,800	274,500	314,700	340,700	383,000	413,900	
62	232,800	275,800	316,000	341,100	383,700	414,200		
63	233,800	277,100	317,300	341,800	384,400	414,500		
64	234,800	278,300	318,700	342,500	385,100	414,800		
65	235,600	279,500	320,000	343,100	385,600	414,900		
66	236,400	280,600	320,800	343,800	386,300	415,400		
67	237,300	281,700	321,600	344,500	387,000	415,700		
68	238,200	282,800	322,400	345,200	387,700	416,000		
69	238,800	284,000	323,100	345,900	388,100	416,200		
70	239,500	285,100	323,800	346,500	388,600	416,500		
71	240,200	286,200	324,500	347,100	389,100	416,800		
72	241,000	287,300	325,100	347,700	389,600	417,100		
73	241,700	288,200	325,800	348,000	390,100	417,200		
74	242,500	288,900	326,100	348,600	390,700	417,500		
75	243,300	289,600	326,600	349,200	391,200	418,200		
76	244,100	290,400	327,300	349,800	391,900	418,900		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	77	244,700	291,200	327,900	350,200	392,400	419,100	
	78	245,300	291,800	328,400	350,700	392,900	419,800	
	79	245,900	292,400	328,900	351,200	393,400	420,500	
	80	246,500	293,000	329,400	351,600	393,900	421,200	
	81	247,000	293,600	330,000	352,000	394,200	421,700	
	82	247,400	294,100	330,500	352,400	394,700	422,400	
	83	247,800	294,600	331,000	352,600	395,100	423,000	
	84	248,200	295,100	331,500	352,900	395,500	423,700	
	85	248,600	295,300	331,900	353,400	396,000	424,200	
	86		295,600	332,300	353,800	396,500		
	87		295,800	332,600	354,200	396,900		
	88		296,100	333,000	354,600	397,300		
	89		296,300	333,300	355,000	397,600		
	90		296,500	333,700	355,300	398,100		
	91		296,700	334,100	355,500	398,500		
	92		296,900	334,600	355,800	398,900		
再任用職員以外の職員	93		297,300	335,100	356,200	399,400		
	94		297,500	335,200	356,500	399,900		
	95		297,700	335,500	356,800	400,300		
	96		298,000	335,800	357,100	400,700		
	97		298,300	336,000	357,500	401,100		
	98		298,600	336,300	357,900	401,600		
	99		298,900	336,600	358,300	402,000		
	100		299,200	336,900	358,700	402,400		
	101		299,500	337,000	359,200	402,800		
	102		299,800	337,400	359,600			
	103		300,100	337,800	360,000			
	104		300,400	338,000	360,400			
	105		300,600	338,100	360,900			
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,200				
	109			339,300				
	110			339,700				
	111			340,100				
	112			340,500				
	113			340,700				
再任用職員		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500

医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,900	190,900	240,400	263,900	290,600	337,200	383,200
	2	164,300	193,000	242,200	264,900	292,600	339,400	385,900
	3	165,800	195,200	244,000	265,900	294,600	341,600	388,600
	4	167,200	197,300	245,800	266,900	296,600	343,800	391,300
	5	168,700	199,500	247,400	267,900	298,500	345,900	393,500
	6	170,300	201,900	248,800	269,000	300,400	348,100	395,900
	7	171,800	204,200	250,200	269,800	302,300	350,300	398,200
	8	173,300	206,500	251,300	271,000	304,300	352,500	400,400
	9	174,700	209,100	252,500	272,200	306,100	354,200	402,700
	10	176,400	210,500	253,500	273,000	308,000	356,200	404,900
	11	178,000	211,900	254,400	274,200	309,900	358,200	407,100
	12	179,600	213,400	255,600	275,600	311,800	360,200	409,500
	13	181,200	214,600	256,800	276,900	313,500	362,500	411,600
	14	183,300	216,200	257,900	278,400	315,300	364,600	413,700
	15	185,300	217,800	258,900	279,800	317,100	366,700	415,900
	16	187,400	219,200	259,800	281,300	319,000	368,800	418,100
	17	189,600	220,600	260,700	282,700	320,800	370,900	420,200
	18	191,800	222,100	261,700	284,200	322,500	373,000	422,400
	19	193,900	223,600	262,700	285,600	324,200	375,000	424,600
	20	196,100	225,100	263,900	287,200	325,900	377,200	426,800
	21	198,300	226,600	264,800	288,700	327,600	379,000	428,800
	22	200,500	228,300	265,700	290,300	329,200	381,100	430,700
	23	202,800	230,000	266,700	291,800	330,800	383,200	432,600
	24	205,000	231,700	267,800	293,400	332,400	385,300	434,500
	25	207,200	233,100	269,100	294,800	334,000	387,500	436,200
	26	208,500	234,800	270,600	296,600	335,500	389,200	437,900
	27	209,900	236,500	272,000	298,400	337,100	391,000	439,600
	28	211,200	238,200	273,400	300,200	338,700	392,900	441,200
	29	212,300	240,000	274,800	301,700	340,100	394,800	442,400
	30	213,600	241,500	276,400	303,400	341,600	396,600	444,000
	31	214,900	242,800	278,000	305,100	343,100	398,500	445,400
	32	216,200	244,200	279,600	306,700	344,800	400,400	447,000
	33	217,400	245,300	281,200	308,200	346,300	402,100	448,600
	34	218,700	246,300	282,700	309,800	347,900	403,900	450,200
	35	220,100	247,200	284,200	311,400	349,500	405,700	451,800
	36	221,400	248,500	285,600	313,100	351,100	407,600	453,300
	37	222,900	249,600	287,100	314,700	352,800	409,100	454,500
	38	224,300	250,700	288,500	316,300	354,400	410,800	455,800
	39	225,700	251,700	290,000	317,900	356,000	412,600	457,100
	40	227,200	252,700	291,500	319,500	357,600	414,400	458,600

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	41	228,400	253,500	293,000	321,100	358,900	416,000	459,600
	42	229,800	254,500	294,600	322,600	360,400	417,600	460,300
	43	231,200	255,400	296,200	324,100	361,900	419,200	461,200
	44	232,500	256,400	297,800	325,600	363,400	420,500	461,800
	45	233,800	257,400	299,200	326,600	364,900	421,700	462,700
	46	235,200	258,400	300,700	328,100	366,100	422,800	463,400
	47	236,500	259,400	302,200	329,600	367,600	423,800	464,200
	48	237,900	260,500	303,700	331,000	369,000	425,100	465,100
	49	238,900	261,600	305,100	332,300	370,400	426,400	465,800
	50	240,000	263,000	306,400	333,700	371,800	427,500	466,500
	51	241,000	264,200	307,800	335,000	373,200	428,800	467,200
	52	242,100	265,600	309,200	336,400	374,700	429,900	468,100
	53	243,200	266,800	310,700	337,900	376,100	431,100	468,900
	54	244,400	268,400	312,000	339,300	377,300	432,200	469,700
	55	245,400	270,000	313,300	340,700	378,500	433,300	470,400
	56	246,400	271,600	314,700	342,100	379,700	434,400	471,100
	57	247,400	273,100	315,900	343,000	380,800	435,500	472,000
	58	248,400	274,700	317,300	344,300	381,800	436,100	
	59	249,200	276,200	318,700	345,500	382,800	436,700	
	60	250,200	277,800	320,100	346,800	383,800	437,100	
再任用職員以外の職員	61	251,300	279,400	321,300	348,000	384,500	437,700	
	62	252,300	280,900	322,600	349,000	385,300	438,200	
	63	253,200	282,400	323,900	350,300	386,000	438,600	
	64	254,400	283,900	325,200	351,500	386,800	439,100	
	65	255,300	285,400	326,600	352,700	387,500	439,800	
	66	256,500	286,900	327,900	353,900	388,200	440,200	
	67	257,800	288,400	329,200	355,100	388,800	440,500	
	68	258,800	289,900	330,500	356,200	389,600	440,800	
	69	259,700	291,200	331,300	357,200	390,500	441,200	
	70	261,000	292,700	332,400	358,300	391,100	441,600	
	71	262,200	294,200	333,500	359,400	391,800	442,100	
	72	263,600	295,700	334,500	360,500	392,500	442,800	
	73	264,800	296,900	335,700	361,500	393,200	443,400	
	74	266,100	298,300	336,500	362,600	393,700	444,100	
	75	267,400	299,700	337,600	363,700	394,300	444,700	
	76	268,700	301,100	338,800	364,800	394,800	445,300	
	77	269,700	302,600	339,900	365,500	395,200	445,900	
	78	270,900	303,900	341,100	366,300	395,800		
	79	272,200	305,200	342,300	367,100	396,400		
	80	273,500	306,400	343,500	367,900	396,700		
	81	274,500	307,400	344,700	368,500	397,000		
	82	275,600	308,600	345,800	369,000	397,500		
	83	276,600	309,700	346,900	369,400	397,900		
	84	277,700	311,000	348,000	369,900	398,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	85	278,600	312,100	348,900	370,600	398,500		
	86	279,700	313,300	349,900	371,100	399,000		
	87	280,700	314,500	350,700	371,700	399,500		
	88	281,800	315,800	351,800	372,300	400,000		
	89	282,900	317,100	353,000	372,600	400,300		
	90	283,900	318,300	353,700	373,100	400,700		
	91	284,900	319,500	354,500	373,700	401,200		
	92	285,900	320,700	355,300	374,200	401,600		
	93	286,800	321,600	356,000	374,500	402,000		
	94	287,800	322,300	356,600	374,900	402,400		
	95	288,800	323,000	357,200	375,300	402,900		
	96	289,900	323,600	357,800	375,800	403,300		
	97	290,900	324,200	358,200	376,400	403,800		
	98	291,700	324,600	358,700	376,900	404,200		
	99	292,400	325,300	359,200	377,400	404,700		
	100	293,300	326,000	359,600	377,900	405,100		
	101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500		
	102	294,800	327,000	360,600	379,000			
	103	295,600	327,600	361,100	379,500			
	104	296,400	328,200	361,500	379,900			
再任用職員以外の職員	105	297,200	328,700	361,800	380,500			
	106	297,700	329,200	362,300	381,000			
	107	298,200	329,700	362,700	381,500			
	108	298,700	330,200	363,000	382,100			
	109	298,900	330,400	363,500	382,700			
	110	299,300	330,800	364,000	383,200			
	111	299,500	331,200	364,500	383,700			
	112	299,900	331,600	365,000	384,200			
	113	300,100	332,000	365,500	384,800			
	114	300,400	332,400	366,000				
	115	300,800	332,800	366,500				
	116	301,100	333,100	366,900				
	117	301,400	333,300	367,400				
	118	301,700	333,700	367,900				
	119	302,000	334,000	368,400				
	120	302,400	334,200	368,900				
121	302,700	334,400	369,300					
122	303,100	334,700	369,800					
123	303,500	335,000	370,300					
124	303,800	335,300	370,800					
125	304,000	335,600	371,100					
126	304,300	335,900						
127	304,700	336,300						
128	305,000	336,600						

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	129	305,100	336,700					
	130	305,500	337,000					
	131	305,900	337,300					
	132	306,300	337,600					
	133	306,500	337,900					
	134	306,900	338,300					
	135	307,200	338,700					
	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
160	314,600							
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再任用職員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,800	203,400	336,600	428,000
	2	159,300	205,100	338,900	429,800
	3	160,800	206,900	341,200	431,600
	4	162,300	208,600	343,600	433,400
	5	164,100	210,500	345,800	435,000
	6	166,000	212,200	348,100	436,600
	7	167,900	213,900	350,400	438,500
	8	169,700	215,600	352,700	440,400
	9	171,600	217,400	354,800	442,000
	10	173,700	219,300	357,000	443,900
	11	175,900	221,200	359,200	445,800
	12	177,900	223,100	361,500	447,700
	13	180,100	224,800	363,600	449,400
	14	182,300	226,800	365,600	451,300
	15	184,600	228,800	367,700	453,200
	16	186,800	230,800	369,800	455,100
	17	189,300	232,800	371,700	456,700
	18	191,900	235,500	373,700	458,600
	19	194,500	238,200	375,700	460,400
	20	197,000	241,000	377,800	462,300
再任 用職 員以 外の 職員	21	199,600	243,700	379,700	464,000
	22	201,300	246,600	381,600	465,800
	23	203,000	249,600	383,500	467,600
	24	204,700	252,500	385,400	469,400
	25	206,500	255,200	387,400	471,000
	26	208,200	257,900	389,300	472,700
	27	209,900	260,500	391,200	474,300
	28	211,600	262,900	393,100	476,000
	29	213,300	265,500	394,900	477,500
	30	215,000	268,000	396,900	478,900
	31	216,700	270,200	398,900	480,200
	32	218,500	272,500	400,900	481,600
	33	220,000	274,800	402,800	482,700
	34	221,800	277,000	404,400	483,400
	35	223,600	279,300	406,100	484,100
	36	225,400	281,500	407,800	484,900
	37	227,200	283,700	409,100	485,500
	38	229,000	285,800	410,600	486,200
	39	230,800	288,000	412,100	486,900
	40	232,600	290,000	413,700	487,600
	41	234,500	292,100	415,300	488,300
	42	236,200	294,600	416,700	489,000
	43	237,900	297,000	418,100	489,700
	44	239,500	299,500	419,700	490,400

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	241,200	301,800	421,300	491,000
	46	242,600	304,300	422,600	491,800
	47	244,000	306,900	424,200	492,500
	48	245,300	309,600	425,900	493,200
	49	246,800	312,100	427,500	493,800
	50	248,200	314,600	428,900	494,500
	51	249,500	317,100	430,500	495,300
	52	251,100	319,600	432,200	496,000
	53	252,400	322,200	433,900	496,600
	54	253,800	324,400	435,300	497,300
	55	255,200	326,500	436,900	498,000
	56	256,400	328,800	438,600	498,800
	57	257,800	331,100	439,900	499,400
	58	259,100	333,200	441,400	500,100
	59	260,200	335,400	442,900	500,800
	60	261,600	337,600	444,200	501,500
	61	262,900	339,700	445,400	502,200
	62	264,200	341,900	446,700	
	63	265,600	344,100	448,100	
	64	266,900	346,300	449,300	
再任用職員以外の職員	65	268,300	348,400	450,500	
	66	269,900	350,600	451,700	
	67	271,500	352,800	452,900	
	68	273,200	355,000	454,200	
	69	274,800	356,900	455,300	
	70	276,300	359,000	456,500	
	71	277,700	361,100	457,800	
	72	279,200	363,100	459,000	
	73	280,400	365,300	460,100	
	74	281,800	367,300	460,800	
	75	283,200	369,300	461,300	
	76	284,600	371,300	461,800	
	77	286,000	373,100	462,300	
	78	287,200	374,800	462,900	
	79	288,400	376,500	463,400	
	80	289,700	378,200	463,900	
	81	290,900	379,800	464,500	
	82	292,100	381,300	465,100	
	83	293,400	382,800	465,600	
	84	294,700	384,400	466,100	
	85	295,800	385,400	466,600	
	86	297,000	386,900	467,200	
	87	298,200	388,300	467,800	
	88	299,400	389,700	468,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	89	300,500	391,000	468,800	
	90	301,700	392,300	469,400	
	91	302,900	393,600	470,100	
	92	304,100	394,900	471,100	
	93	305,100	396,200	471,700	
	94	306,200	397,400	472,700	
	95	307,400	398,700	473,700	
	96	308,600	400,100	474,700	
	97	309,600	401,300	475,400	
	98	310,700	402,400		
	99	311,800	403,500		
	100	312,900	404,600		
	101	313,900	405,400		
	102	315,000	406,400		
	103	316,100	407,500		
	104	317,100	408,600		
	105	317,700	409,300		
	106	318,600	410,300		
	107	319,500	411,200		
	108	320,500	412,200		
	109	321,300	413,000		
	110	321,700	413,900		
	111	322,200	414,700		
	112	322,700	415,500		
	113	323,300	416,000		
	114	323,700	416,800		
	115	324,200	417,500		
	116	324,700	418,200		
	117	325,100	418,700		
	118	325,600	419,200		
	119	326,100	419,700		
120	326,600	420,100			
121	326,900	420,500			
122	327,300	420,800			
123	327,800	421,100			
124	328,400	421,300			
125	328,700	421,500			
126	329,100	421,800			
127	329,400	422,100			
128	329,800	422,300			
129	329,900	422,500			
130	330,300	422,800			
131	330,700	423,200			
132	331,100	423,400			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	133	331,200	423,700		
	134	331,400	423,900		
	135	331,700	424,200		
	136	332,000	424,400		
	137	332,200	424,600		
	138	332,400	424,900		
	139	332,700	425,200		
	140	333,000	425,400		
再任用職員以外の職員	141	333,100	425,600		
	142	333,400	425,900		
	143	333,700	426,200		
	144	334,000	426,500		
	145	334,200	426,700		
	146	334,400	427,000		
	147	334,700	427,300		
	148	335,000	427,500		
	149	335,300	427,700		
	150	335,500	428,000		
	151	335,800	428,300		
	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
再任用職員		239,700	281,100	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

小学校・中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,800	174,300	293,100	416,000
	2	159,300	176,400	296,200	417,500
	3	160,800	178,500	299,300	419,000
	4	162,300	180,700	302,400	420,600
	5	164,100	183,000	305,100	422,100
	6	166,000	185,200	308,100	423,600
	7	167,900	187,400	310,900	425,100
	8	169,700	189,600	313,500	426,700
	9	171,600	192,000	315,500	428,100
	10	173,700	194,800	318,300	429,500
	11	175,900	197,500	321,200	430,900
	12	177,900	200,300	323,900	432,300
	13	180,100	203,400	326,500	433,500
	14	182,300	205,100	328,700	434,800
	15	184,600	206,900	330,900	436,200
	16	186,800	208,600	333,300	437,600
	17	189,300	210,500	335,400	438,700
	18	191,900	212,200	337,700	440,100
	19	194,500	213,900	340,000	441,400
	20	197,000	215,600	342,300	442,800
再任用職員以外の職員	21	199,600	217,400	344,700	443,700
	22	201,300	219,300	347,000	445,100
	23	203,000	221,200	349,300	446,500
	24	204,700	223,100	351,600	447,900
	25	206,400	224,800	353,600	449,100
	26	208,000	226,800	355,500	450,400
	27	209,600	228,800	357,400	451,600
	28	211,100	230,800	359,400	452,900
	29	212,900	232,800	361,200	454,100
	30	214,600	235,500	363,100	454,900
	31	216,300	238,200	364,900	455,300
	32	218,000	241,000	366,800	456,300
	33	219,300	243,700	368,500	457,300
	34	221,000	246,600	370,300	458,000
	35	222,700	249,600	372,000	458,700
	36	224,400	252,500	373,900	459,300
	37	225,900	255,200	375,700	460,100
	38	227,600	257,900	377,200	460,800
	39	229,300	260,500	378,700	461,500
	40	231,000	262,900	380,300	462,200
	41	232,900	265,500	382,000	462,900
	42	234,700	268,000	383,500	463,600
	43	236,500	270,200	385,000	464,300
	44	238,300	272,500	386,500	465,100

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	240,000	274,800	388,100	465,900
	46	241,600	277,000	389,700	466,600
	47	243,000	279,300	391,400	467,300
	48	244,300	281,500	392,900	468,000
	49	245,800	283,700	394,200	468,800
	50	247,300	285,800	395,700	469,500
	51	248,700	288,000	397,200	470,200
	52	250,000	290,000	398,700	470,900
	53	251,200	292,100	399,900	471,500
	54	252,500	294,600	401,200	472,200
	55	253,700	297,000	402,400	472,900
	56	255,100	299,500	403,800	473,600
	57	256,200	301,800	405,300	474,400
	58	257,300	304,300	406,500	475,100
	59	258,600	306,900	407,800	475,800
	60	259,900	309,600	409,100	476,500
	61	261,200	312,100	410,300	477,200
	62	262,700	314,600	411,300	
	63	264,000	317,100	412,800	
	64	265,000	319,600	414,100	
再任用職員以外の職員	65	266,000	322,200	415,300	
	66	267,600	324,400	416,500	
	67	269,200	326,500	417,700	
	68	270,900	328,800	418,800	
	69	272,400	331,100	419,800	
	70	273,900	333,200	421,100	
	71	275,300	335,400	422,300	
	72	276,800	337,600	423,500	
	73	277,900	339,700	424,200	
	74	279,200	341,900	425,000	
	75	280,500	344,100	425,700	
	76	281,900	346,300	426,200	
	77	283,200	348,000	426,500	
	78	284,400	349,800	426,900	
	79	285,600	351,600	427,400	
	80	286,800	353,400	427,800	
	81	288,000	355,000	428,100	
	82	289,200	356,800	428,500	
	83	290,400	358,600	428,900	
	84	291,600	360,400	429,200	
	85	292,600	362,100	429,500	
	86	293,600	363,800	429,900	
	87	294,600	365,400	430,300	
	88	295,700	367,100	430,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	296,600	368,600	431,100	
	90	297,500	369,900	431,500	
	91	298,400	371,200	431,800	
	92	299,300	372,600	431,900	
	93	299,800	373,700	432,100	
	94	300,600	375,000	432,600	
	95	301,400	376,200	433,100	
	96	302,200	377,600	433,600	
	97	302,900	378,600	433,900	
	98	303,600	379,700	434,400	
	99	304,200	380,600	434,900	
	100	304,900	381,700	435,400	
	101	305,700	382,700	435,600	
	102	306,200	383,700	436,100	
	103	306,700	384,600	436,600	
	104	307,200	385,600	437,000	
	105	307,300	386,300	437,300	
	106	307,700	387,200	437,800	
	107	308,100	388,100	438,300	
	108	308,500	389,100	438,800	
再任用職員以外の職員	109	308,700	390,000	439,000	
	110	309,000	391,000	439,400	
	111	309,300	392,000	439,900	
	112	309,600	393,000	440,400	
	113	309,700	393,600	440,700	
	114	309,900	394,500		
	115	310,100	395,400		
	116	310,400	396,300		
	117	310,700	397,100		
	118	311,000	397,900		
	119	311,300	398,700		
	120	311,500	399,500		
	121	311,600	400,400		
	122	311,900	401,200		
	123	312,100	402,000		
124	312,400	402,800			
125	312,700	403,400			
126		404,000			
127		404,600			
128		405,300			
129		406,000			
130		406,600			
131		407,100			
132		407,600			

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	133		407,900		
	134		408,200		
	135		408,500		
	136		408,900		
	137		409,200		
	138		409,500		
	139		409,800		
	140		410,100		
	141		410,400		
	142		410,700		
	143		411,000		
	144		411,300		
	145		411,500		
	146		411,800		
	147		412,100		
	148		412,300		
	149		412,600		
	150		412,900		
	151		413,200		
152		413,400			
153		413,600			
154		413,900			
155		414,200			
156		414,400			
157		414,600			
158		414,900			
159		415,000			
160		415,200			
161		415,600			
162		416,200			
163		416,800			
164		417,400			
165		417,800			
再任 用職 員		230,400	277,800	331,900	414,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する
 条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	404,000
2	466,000
3	529,000
4	612,000
5	712,000
6	812,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する
 条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	373,000
3	402,000

一般職の任期付職員の採用等に関する
 条例第8条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	381,000
2	431,000
3	484,000
4	547,000
5	624,000
6	729,000
7	853,000